

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

八潮市大字八條地内

四 作業期間

令和六年八月二十六日から令和七年一月三十一日まで